

平成30年6月15日

# 記者発表配付資料

- 平成30年6月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 平成30年6月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 平成30年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 平成30年6月補正予算（案）の概要

# 平成30年6月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 21件

平成30年度補正予算	-----	4件
条例その他議案	-----	14件
報告議案	-----	3件

1 平成30年度補正予算 ----- 4件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	513,863千円	451,399,119千円
特別会計	56,941千円	295,253,480千円

2 条例その他議案 ----- 14件

条例議案	-----	4件
その他議案	-----	10件

3 報告議案 ----- 3件

専決処分報告	-----	3件
--------	-------	----

## 平成 30 年 6 月高知県議会定例会提出予定議案目録

### ○ 予 算

- 第 1 号 平成 30 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成 30 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 3 号 平成 30 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成 30 年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算

### ○ 条 例 そ の 他

- 第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案
- 第 10 号 県有財産（高知中央産業団地）の処分に関する議案
- 第 11 号 新足摺海洋館建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 12 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
- 第 13 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
- 第 14 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備（汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備）工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
- 第 15 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備（汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備）工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
- 第 16 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥処理設備（汚泥濃縮設備及び汚泥脱水設備）工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案
- 第 17 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案
- 第 18 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案

## ○ 報 告

- 報第 1 号 平成 29 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
- 報第 3 号 高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告

# 平成30年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

## 第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮し、夜間に病棟において勤務する看護師等である職員に支給する特殊勤務手当について必要な改正をしようとするもの

※夜間に病棟において勤務する看護師等である職員の特殊勤務手当（勤務1回あたり）

(改正前)		(改正後)
3,300円	→	3,550円

## 第 6 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人の県民税及び県たばこ税について必要な改正をしようとするもの

## 第 7 号 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

(医事薬務課)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の施行により医療法（昭和23年法律第205号）が一部改正されたこと等に伴い、特定介護療養型医療施設、特定病院及び特定診療所の看護師等の員数の基準に係る経過措置を平成36年3月31日まで延長するとともに、介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数に係る既存の病床数へのみなし基準についての経過措置を定める等必要な改正をしようとするもの

## 第 8 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(高齢者福祉課)

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）の施行により介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）が一部改正されたことを考慮し、介護医療院の建物の構造の変更並びに施設及び設備の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収しようとするもの

## 第 9 号 高知県が当事者である訴えの提起に関する議案

(公園下水道課)

県は、東京都文京区湯島二丁目31番27号地方共同法人日本下水道事業団との間で平成28年9月26日付けで締結した浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの汚泥消化施設建設工事委託に関する協定及び同月29日付けで締結した浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定に基づき、高須浄化センターの汚泥消化施設建設工事及び同センターの管理棟等に係る津波対策工事を同法人に委託して施行したことにつき、これらの工事の施行に係る経費について国から交付金の交付を受けていたところ、その後実施された国の検査において、これらの工事は当該交付を受けた年度内に完了したものと認められず交付金の返還が必要になるとの指摘を受けたため、今後当該交付金の返還及びこれに伴う加算金の納付の命令を受けることが見込まれるが、当該交付金の返還等が必要となったのは同法人が協定に定める義務を適切に履行しなかったことに起因するものであるため、当該交付金の返還及び当該加算金の納付により生じることとなる県の損害について同法人に損害賠償を請求し、同法人がこれに応じなかった場合には、裁判所に対して訴訟を提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、県議会の議決を求めるもの

## 第 10 号 県有財産（高知中央産業団地）の処分に関する議案

(企業立地課)

高知中央産業団地の分譲用地で県が所有している持分である2分の1を予定金額628,383,220円で処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 処分する土地の所在  
高知市一宮字大坂4786番32ほか2筆
- (2) 面積  
50,103.57平方メートル（県が所有している持分は、2分の1）

## 第 11 号 新足摺海洋館建築主体工事請負契約の締結に関する議案

(地域観光課)

新足摺海洋館建築主体工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
新足摺海洋館建築主体工事
- (2) 契約の方法  
一般競争入札
- (3) 契約金額  
1,828,440,000円
- (4) 契約の相手方  
愛媛県松山市千舟町四丁目4番地3  
五洋建設・サイバラ建設特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限  
平成32年2月28日

**第 12 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案**

(公園下水道課)

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事の施行を委託するための契約（協定）の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条に基づき、県議会の追認の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事
- (2) 契約の方法  
随意契約
- (3) 契約金額  
979,030,000円
- (4) 契約の相手方  
東京都文京区湯島二丁目31番27号  
地方共同法人日本下水道事業団
- (5) 完成期限  
平成30年3月30日

**第 13 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案**

(公園下水道課)

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事は、随意契約により、契約金額979,030,000円で、東京都文京区湯島二丁目31番27号地方共同法人日本下水道事業団と委託契約（協定）を締結し、平成30年3月30日を完成期限として施行していたが、同法人からの発注に際し請負差金が生じたことにより、契約金額を変更する必要があるため、この工事の委託契約の一部を変更する契約（協定）を締結したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定に基づき、県議会の追認の議決を求めるもの

	(変更前)		(変更後)
契約金額の変更	979,030,000円	→	590,050,001円



**第 17 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案**

(公園下水道課)

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事の施行を委託するための契約（協定）の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条に基づき、県議会の追認の議決を求めるもの

- (1) 工事名  
浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事
- (2) 契約の方法  
随意契約
- (3) 契約金額  
859,000,000円
- (4) 契約の相手方  
東京都文京区湯島二丁目31番27号  
地方共同法人日本下水道事業団
- (5) 完成期限  
平成31年3月29日

**第 18 号 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結の追認に関する議案**

(公園下水道課)

浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事は、随意契約により、契約金額859,000,000円で、東京都文京区湯島二丁目31番27号地方共同法人日本下水道事業団と委託契約（協定）を締結し、平成31年3月29日を完成期限として施行中であるが、入札の不調による設計金額の見直しに伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の委託契約の一部を変更する契約（協定）を締結したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第3条の規定に基づき、県議会の追認の議決を求めるもの

(変更前)                      (変更後)  
契約金額の変更 859,000,000円 → 980,875,000円

## 報第 1 号 平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

(財政課)

地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分をしたもの

## 報第 2 号 高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布されたこと等に伴い、県民税、法人の事業税、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税について必要な改正をするため、高知県税条例の一部を改正する条例を専決処分したもの

## 報第 3 号 高知県が当事者である控訴の提起の専決処分報告

(雇用労働政策課)

被控訴人（第一審原告）が、平成26年5月に県が国から委託を受けて実施した公共職業訓練の受講を申し込み、その受講に係る選考を受験したところ、県が被控訴人を不合格とする判定をしたことは被控訴人に障害があることを理由とするものであって、障害者権利条約等に反し違法であるとして当該判定の取消しを求めるとともに、当該判定により被った精神的苦痛に対する損害賠償として金165万円等の支払を求める訴えを提起したことについて、第一審高知地方裁判所は、平成30年4月10日付け判決において、県の不合格判定は被控訴人の障害を理由とした違法なものであるとして県に対し金33万円の支払を命じたが、県は、当該選考の結果、訓練の受講に支障があると判断し不合格としたものであって、被控訴人の障害を理由に不合格としたものではないこと等から当該第一審判決を不服として控訴することとしたが、控訴期限が同月24日であったことから、控訴の提起について専決処分を行ったもの

1 個人県民税（平成33年度分以後の個人県民税から）

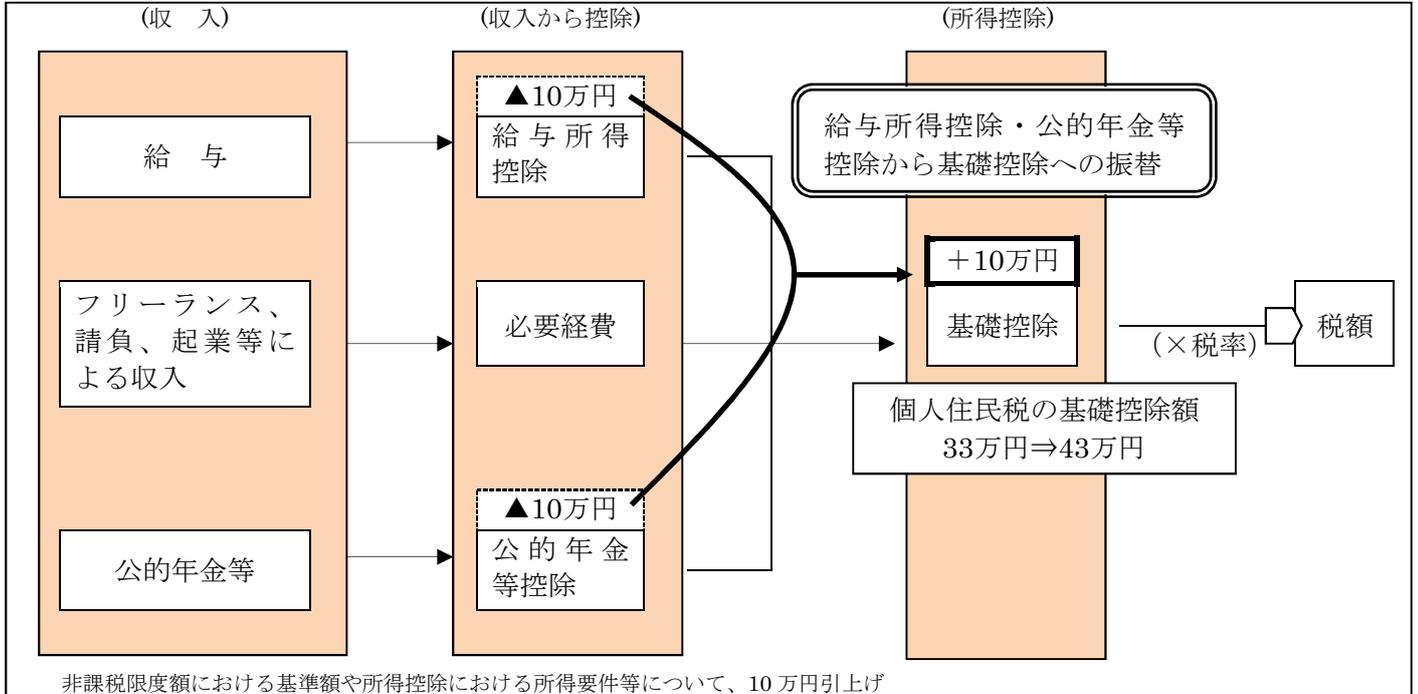
(1) 地方税法の改正内容（個人所得課税の見直し）

ア 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引下げ（※1）、基礎控除を10万円引き上げる（※2）。

※1 前年の給与収入が850万円以下の者・公的年金等収入が1,000万円以下でかつ年金以外の前年所得が1,000万円以下の者・前年の給与収入が850万円超で23歳未満の扶養親族や特別障害者である同一生計配偶者を有する者等。

※2 前年合計所得金額が2,400万円以下の者。



イ 高額所得者に係る基礎控除等の見直し

(ア) 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除が上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引下げ。
  - ・控除の上限額：220万円→195万円（▲25万円：上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）
- 子育てや介護を行っている者（※3）には負担増が生じないように措置。

※3 22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者

(イ) 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に上限を設定。
  - ・控除の上限額：195.5万円（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）
- 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額を引下げ（上記振替に伴う10万円引下げ分を含まず。）。
  - ・他の所得が1,000万円超2,000万円未満：▲10万円、2,000万円超：▲20万円

(ウ) 基礎控除の見直し

- 前年の合計所得金額が2,400万円超から基礎控除額が通減し、2,500万円超で消失する仕組みを設ける。

前年の合計所得金額	基礎控除額	前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,500万円超	適用なし

(2) 県税条例の改正内容

ア 非課税措置の所得要件の見直し

個人の県民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下（現行125万円以下）とする。

イ 調整控除の見直し

個人の県民税における調整控除について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととする。

## 2 県たばこ税

国及び地方の厳しい財政事情等を踏まえ、たばこ税の負担水準を見直すとともに、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこと紙巻たばことの間や加熱式たばこ間に税率格差が存在することを踏まえ、課税方式の見直しを行う。

### (1) たばこ税率の引上げ（一般品の税率を平成30年10月1日から3段階で引上げ）

ア 平成30年10月、平成32年10月、平成33年10月にそれぞれ1本あたり0.07円（1箱1.4円）ずつ引上げ。

イ 平成31年4月1日に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ（平成27年度税制改正）を、平成31年10月1日実施に延期。

《1箱20本当たりの税額》

（単位：円）

実施時期等	地方のたばこ税	県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	合計
				※たばこ特別税含む	
〈一般品〉					
現 行	122.44	17.20	105.24	122.44	244.88
平成30年10月1日	132.44	18.60	113.84	132.44	264.88
平成32年10月1日	142.44	20.00	122.44	142.44	284.88
平成33年10月1日	152.44	21.40	131.04	152.44	304.88
〈旧3級品〉					
現 行	93.12	13.12	80.00	93.12	186.24
平成31年10月1日	132.44	18.60	113.84	132.44	264.88

### (2) 加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行）

ア 紙巻たばこの本数への換算方法について、現行は「重量」のみを紙巻たばこの本数に換算し課税しているが、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とする。

（現 行）葉たばこ、溶液、巻紙等の重量1gごとに紙巻たばこ1本に換算

（見直し後）下記の①と②の要素を1：1（50%：50%）の比率で紙巻たばこに換算

① 「重量」：加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ及び溶液の重量を、紙巻たばこ1本当たりの葉たばこの重量（約0.4g）で除し、紙巻たばこ相当本数を求める

② 「価格」：加熱式たばこ1箱の税抜価格を、紙巻たばこ1本当たりの税抜価格（約20.4円）で除し、紙巻たばこ相当本数を求める

## 3 制度改正等に伴う税収への影響について

（単位：万円）

税目	改正内容	影響見込額（平年度）※
個人県民税	個人所得課税の見直し （給与・公的年金等控除、基礎控除の見直し）	+1,174
県たばこ税	たばこ税の見直し（税率引上げ・課税方式の見直し）	+9,619

影響見込額の積算方法

・個人県民税：全国の増収見込額(29億円)を本県の個人県民税のH28決算額の対全国比(0.405%)で按分

・県たばこ税：全国の増収見込額(165億円)を本県の県たばこ税のH28決算額の対全国比(0.583%)で按分

※税制改正の税収に与える影響が年度区分にかかわらず1年間を通じて完全に発現した年度における増収見込額

# 高知中央産業団地完成予想図

平成30年度 分譲開始



所在地	高知市一宮
分譲面積	約5.0ha
海拔	約60m
アクセス	高知ICまで約10分

## 高知中央産業団地の分譲方針について

飛躍への挑戦！  
高知県産業振興計画

県と高知市との共同開発により整備する高知中央産業団地は、企業立地による本県経済の活性化と生産性の向上とともに、本県における雇用機会の拡大を目的に整備したものであることから、この主旨に基づき分譲を進める。

### 団地の概要

- ・所在地：高知県高知市一宮字大坂
- ・事業主体：高知県・高知市
- ・団地面積：約5.0ha
- ・区画数：3区画

### 区画の面積・価格

- ・A区画:16,522㎡、B区画:12,156㎡、C区画:21,424㎡
- ・予定金額:628,383,220円

### 土地規制等

- ・土地規制：市街化調整区域
- ・建ぺい率：60%
- ・容積率：200%

### 対象企業

#### 製造業

- ・土地引き渡し後、3年以内に操業開始できる者
- ・工場建設、経営に必要な資力・信用を有する者 など

### 公募期間

- ・平成30年7月下旬～8月下旬（予定）

### 譲受人審査

- ・平成30年9月上旬（予定）

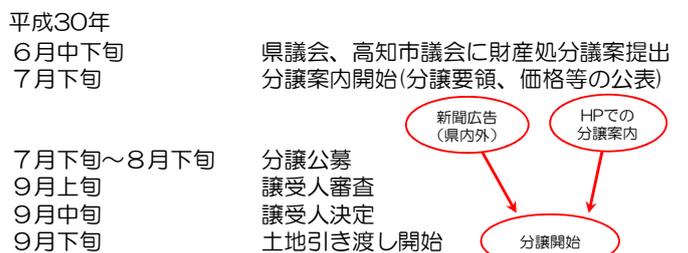
#### 【審査のポイント】

- ・経営状況の安定性
- ・事業計画の実現性・周辺環境への配慮
- ・県内産業への貢献度及び波及効果
- ・雇用創出の効果
- ・拡大再生産への寄与 など

### 分譲の方法

- ・譲渡代金一括払いによる売買

### 今後のスケジュール（予定）



# 報第1号 平成29年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告の概要

地方交付税等の額の確定等に伴い専決処分をしたもの

## 一般会計総括

(1) 歳入

(単位 千円、%)

区 分	平 成 29 年 度			前年度最終計 (D)	最終比 (C-D)/(D)
	2月現計(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 一 般 財 源	312,475,580		312,475,580	313,136,270	△ 0.2
県 税	64,720,595		64,720,595	64,983,921	△ 0.4
地方消費税清算金	26,844,662		26,844,662	25,674,626	4.6
地方譲与税	13,091,000	△ 668,166	12,422,834	12,116,777	2.5
地方交付税等 (ア+イ)	191,443,995	678,631	192,122,626	195,021,025	△ 1.5
（うち地方交付税）ア	(171,256,795)	(678,631)	(171,935,426)	(174,700,025)	(△ 1.6)
（うち臨時財政対策債）イ	(20,187,200)		(20,187,200)	(20,321,000)	(△ 0.7)
財調基金取崩	2,000,000	△ 131,253	1,868,747	2,047,778	△ 8.7
その他	14,375,328	120,788	14,496,116	13,292,143	9.1
(2) 特 定 財 源	153,296,115		153,296,115	154,111,080	△ 0.5
国庫支出金	68,316,563		68,316,563	71,744,299	△ 4.8
県 債 エ	53,309,000		53,309,000	51,772,000	3.0
（うち行政改革等推進債・ 退職手当債）オ	(7,000,000)		(7,000,000)	(5,000,000)	40.0
減債基金（ルール外分）カ	3,786,350		3,786,350	2,721,837	39.1
その他	27,884,202		27,884,202	27,872,944	0.0
総 計 (1)+(2)	465,771,695		465,771,695	467,247,350	△ 0.3

県債計 (イ+エ:再掲)	73,496,200		73,496,200	72,093,000	1.9
財源不足額 (ウ+オ+カ:再掲)	12,786,350	△ 131,253	12,655,097	9,769,615	29.5

(2) 歳出

(単位 千円、%)

区 分	平 成 29 年 度			前年度最終計 (D)	最終比 (C-D)/(D)
	2月現計(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	355,456,066		355,456,066	353,296,447	0.6
人 件 費	116,392,906		116,392,906	118,231,197	△ 1.6
（うち退職手当を除く）	(104,459,051)		(104,459,051)	(105,192,948)	(△ 0.7)
扶 助 費	12,303,625		12,303,625	12,302,547	0.0
公 債 費	72,761,965		72,761,965	68,437,441	6.3
その他	153,997,570		153,997,570	154,325,262	△ 0.2
(2) 投 資 的 経 費	110,315,629		110,315,629	113,950,903	△ 3.2
普通建設事業費	106,721,086		106,721,086	108,638,864	△ 1.8
補助事業費	74,297,688		74,297,688	76,190,606	△ 2.5
単独事業費	32,423,398		32,423,398	32,448,258	△ 0.1
災害復旧事業費	3,594,543		3,594,543	5,312,039	△ 32.3
総 計 (1)+(2)	465,771,695		465,771,695	467,247,350	△ 0.3

## 高知県税条例の一部改正の専決処分について

### 税 務 課

#### 1 主な改正項目

##### (1) 不動産取得税

- ア 税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の3年間延長(平成33年3月31日まで)
  - 住宅・土地に係る税率の特例(本則4%→付則3%)
  - 宅地評価土地(住宅用地・商業地等)に係る課税標準の特例(評価額を1/2に圧縮)
- イ 新築特例適用住宅用地の減額措置に係る要件緩和措置を2年間延長(平成32年3月31日まで)
  - 土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和(本則2年間→付則3年間)

##### (2) 自動車取得税

- ア 免税点に係る特例措置を1年6ヶ月延長(平成31年9月30日まで)
  - 本則:15万円→付則:50万円

##### (3) 軽油引取税

- ア 課税免除となっている軽油の用途等のうち、免除適用額が僅少又は他の燃料で代替可能なものを縮減・廃止し、それ以外について適用期限を3年間延長(平成33年3月31日まで)

【縮減】電気供給業(うちガスタービン発電装置の動力源)      【廃止】地熱資源開発事業

##### (4) 法人事業税(平成30年4月1日以後に開始する事業年度から・適用見込1件)

ガス中小事業者(規制料金の対象外で20万kℓ以上のLNG基地を有しない事業者)が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から一般的な普通法人と同じ課税方式に見直し。

(現行)

ガス中小事業者	課税方式
製造部門	収入金額
導管部門	
小売部門	

⇒  
⇒  
⇒

ガス事業法改正
全面自由化 (届出制へ移行)
許可制・規制料金が存続
全面自由化 (登録制へ移行)

⇒  
⇒  
⇒

(見直し後)

20万kℓ以上のLNG基地保有なし	
資本金1億円超	資本金1億円以下
外形+所得	所得
収入金額	
外形+所得	所得

#### 2 施行期日      平成30年4月1日

# 平成30年度 6月補正予算（案）の概要

## ポスト幕末維新博に向けた自然・体験型観光の本格的展開



## 拡大再生産に向けた地産外商のさらなる強化



## インフラの充実



平成30年6月15日  
高知県総務部財政課

## 1. 経済の活性化

223百万円  
(債務負担行為 35百万円)

### ポスト幕末維新博（自然・体験型観光キャンペーン）に向けた取組の本格化

- ◆ 自然景観等を生かして新たな付加価値を生み出す取組を支援
- ◆ 自然・体験型観光分野への民間活力導入に向けた調査を実施

### 持続的な拡大再生産の創出に向けた地産外商のさらなる強化

- ◆ 地域商社主体の取組を支援。名古屋に新たな外商拠点を創設
- ◆ 新食肉センターの整備に向け、J A等で構成する新組織が実施する地質調査に要する経費等を支援
- ◆ 農事組合法人が実施する土佐茶の加工施設整備を支援

## 2. インフラの充実と有効活用

240百万円  
(債務負担行為 3,003百万円)

- ◆ 都市計画道路はりまや町一宮線（はりまや工区）の工事を再開
- ◆ 和食ダム建設工事の変更に伴う債務負担行為を追加

## 3. その他

51百万円

- ◆ 浦戸湾東部流域下水道事業に係る国庫支出金精算返納金等

# 6月補正予算（案）の全体像

## 歳入

(単位 千円、%)

区分	平成30年度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	308,869,688	170,007	309,039,695	308,490,460	0.2
県					
税	65,929,509		65,929,509	65,908,135	0.0
地方消費税清算金	26,956,566		26,956,566	26,549,211	1.5
地方譲与税	13,215,000		13,215,000	13,091,000	0.9
地方交付税等 (ア+イ)	188,365,000		188,365,000	191,188,000	△ 1.5
(うち地方交付税) ア	(169,074,000)		(169,074,000)	(170,969,000)	(△ 1.1)
(うち臨時財政対策債) イ	(19,291,000)		(19,291,000)	(20,219,000)	(△ 4.6)
財調基金取崩	2,000,000	169,711	2,169,711	2,219,350	△ 2.2
その他	12,403,613	296	12,403,909	9,534,764	30.1
(2) 特定財源	142,015,568	343,856	142,359,424	151,077,137	△ 5.8
国庫支出金	62,505,727	227,061	62,732,788	62,044,659	1.1
県債	50,467,000	100,000	50,567,000	48,171,000	5.0
(うち行政改革推進債・退職手当債) オ	(7,000,000)		(7,000,000)	(5,000,000)	40.0
減債基金 (ルール外分) カ	6,904,989		6,904,989	7,560,202	△ 8.7
その他	22,137,852	16,795	22,154,647	33,301,276	△ 33.5
総計 (1)+(2)	450,885,256	513,863	451,399,119	459,567,597	△ 1.8

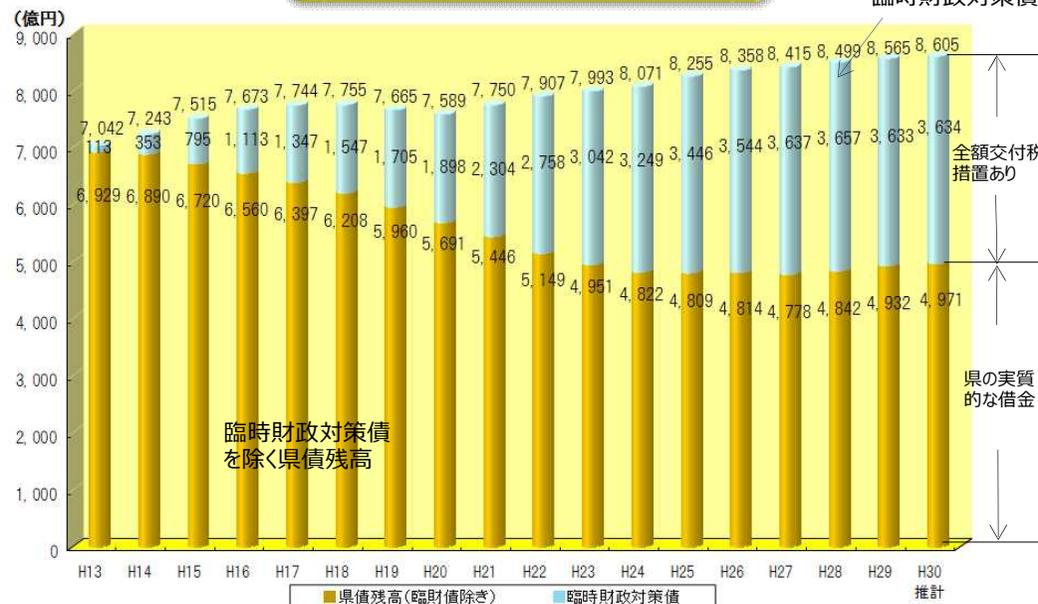
県債計 (イ+1:再掲)	69,758,000	100,000	69,858,000	68,390,000	2.1
財源不足額 (ウ+1+カ:再掲)	15,904,989	169,711	16,074,700	14,779,552	8.8

## 歳出

(単位 千円、%)

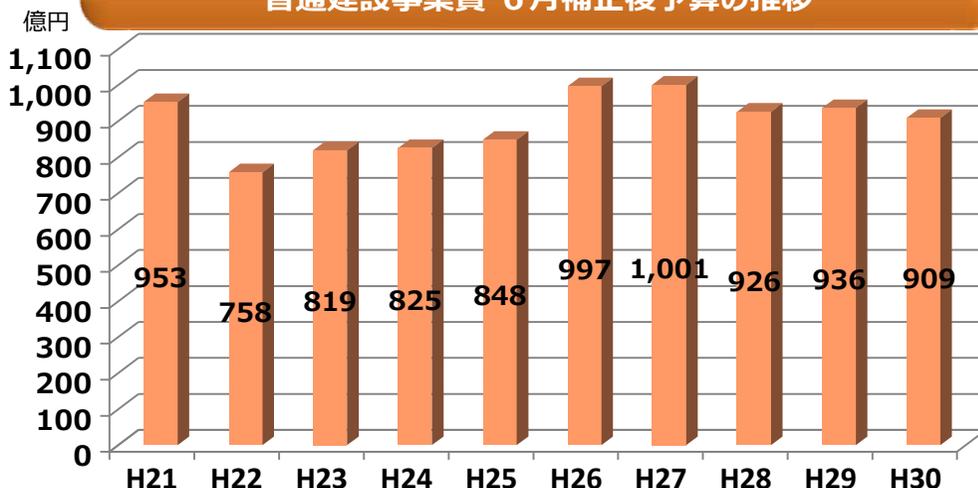
区分	平成30年度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	353,149,735	167,486	353,317,221	361,325,965	△ 2.2
人件費	116,852,745		116,852,745	116,750,882	0.1
(うち退職手当を除く)	(103,755,751)		(103,755,751)	(103,494,854)	(0.3)
扶助費	12,582,514		12,582,514	12,397,152	1.5
公債費	67,796,159		67,796,159	73,456,904	△ 7.7
その他	155,918,317	167,486	156,085,803	158,721,027	△ 1.7
(2) 投資的経費	97,735,521	346,377	98,081,898	98,241,632	△ 0.2
普通建設事業費	90,579,979	346,377	90,926,356	93,645,855	△ 2.9
補助事業費	57,818,413	258,381	58,076,794	59,010,450	△ 1.6
単独事業費	32,761,566	87,996	32,849,562	34,635,405	△ 5.2
災害復旧事業費	7,155,542		7,155,542	4,595,777	55.7
総計 (1)+(2)	450,885,256	513,863	451,399,119	459,567,597	△ 1.8

## 県債残高の推移 (一般会計ベース)



※ 臨時財政対策債  
本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税措置される。

## 普通建設事業費 6月補正後予算の推移



※H28については当初予算に見込んでいた全国防災事業 (H27廃止) 相当分83億円除く

## － 主要な事業の概要 －

### 経済の活性化

#### ●ポスト幕末維新博（自然・体験型観光キャンペーン）に向けた取組

- ・ポスト幕末維新博（自然・体験型観光キャンペーン）の展開イメージ P4
- ・自然・体験型観光資源の磨き上げに係る支援の強化 P5
- ・観光振興に関する民間活力の導入 P6

#### ●有望な商圏における外商活動の強化 P7

#### ●新食肉センターの整備

- ・新食肉センター整備の基本方針 P8
- ・新食肉センター整備に向けた協議会の設立及び事業の推進 P9

### インフラの充実と有効活用

#### ●はりまや町一宮線（はりまや工区）の工事の再開

- ・この一年、オープンな議論を展開 P10
- ・なぜ今判断をするのか（歩行者の安全確保が急務・希少種や史跡等への配慮） P11
- ・課題を解消し魅力あるまちづくりに貢献 P12

# ポスト幕末維新博（自然・体験型観光キャンペーン）の展開イメージ

背景

・2020年オリ・パラ東京大会に向け、全国的にスポーツやこれに関連するアクティビティに対する関心が高まる。  
 ・越知町をはじめ県内各地において全国トップクラスのアウトドアメーカーが監修するアウトドア拠点が整備されるとともに、牧野植物園のリニューアルや足摺海洋館の建て替えなど、自然体験やアクティビティの基盤が整う。

目的

・「歴史資源」や「食」に並ぶ本県の強みである「自然」を生かし、**新たな観光資源を創出**  
 ・自然・体験型観光は、**中山間地域の振興に直結**

## 高知県の強みを生かした新たな観光キャンペーンの展開

基本方針 「歴史文化」と「食」の観光資源に加え、もう1つの強みである「自然・体験」をさらに磨き上げ、観光キャンペーンを展開する

### 自然を生かして外貨を稼ぐ！

#### ■磨き上げ等による基盤整備

ハード・ソフト両面で財政的支援

拡 観光拠点等整備事業費補助金

**自然景観**

清流・沈下橋、滝・渓谷、山岳、高原、山村・棚田、海岸線、太平洋 など

**Point** 新たな経済効果を生む仕組みづくり

- 磨き上げ
- 観光クラスター形成
- 基本構想の作成

**体験・滞在型観光施設、体験プログラム**

キャンプ場、工芸体験、カフェ、ラフティング、マリナクティビティ、ロングトレイル、生活文化、伝統芸能 など

**Point** 新たな経済効果を生む仕組みづくり

- 磨き上げ
- 事業戦略の作成、事業者間連携

より力強い推進力を得るために!! (市町村とのコラボ)

#### ■民間活力の導入 (専門的知見やノウハウの活用)

新 民間活力導入の推進 (民間活力推進事業)

拡 基本構想の策定支援、アドバイザーの派遣 (観光拠点等整備事業費補助金)

#### ■自然・体験型観光のセールス&プロモーション

◆維新博会期中から自然・体験情報も徐々に発信

##### ■旅行商品化

団体・個人向け商品として旅行会社への売り込み

オンライントラベラーエージェント(WEB型)が扱う商品  
 コンベンション協会・広域観光組織が盛りこした素材

##### ■情報発信・PR・販売

全国の販売網での発信・販売

アウトドア誌等のメディアへの露出

##### 特設ウェブサイトでの発信

予約販売

Point 新資源の創出

付加価値向上

魅力向上

消費拡大

4定条件

多言語化

顧客満足度のフィードバック

#### 全体を下支え

#### ■事業者の強化と観光人材の育成

・土佐の観光創生塾による一貫支援 ・広域観光組織の機能強化 ・外国人等の観光客におもてなしできる人材の育成支援 ・顧客満足度の向上に向けた受け入れ人材の育成支援

本県観光をもう一段高いステージへ中山間振興に寄与！4

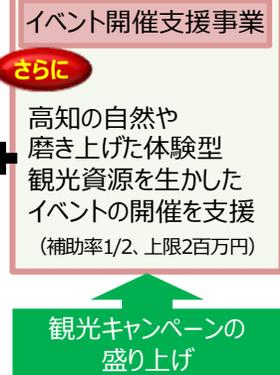
整ってきた歴史の観光基盤

自然・体験型観光の推進

整ってきた食の観光基盤

H31.2月スタート!

拡充する支援制度



※ [4定条件] 定時、定量、定品質、定価格  
 ※ [+a] 4定条件に加え、web予約・情報発信力・事業者間連携の促進などの顧客満足度の向上等につながる取組を加えたもの

## 観光拠点等整備事業費補助金 拡充

### I. 自然景観等観光基盤整備事業

ポイント! 新たな観光資源の創出に係る経費は補助率2/3

### II. 体験型観光資源強化事業

核となる自然景観・ビュースポットの整備 (補助率1/2、上限5千万円、条件付き3億円)

景観等の基盤整備とあわせて一体的に支援

観光クラスターの形成  
 クラスター構成メンバーのサービスの充実と周遊観光のPR (補助率2/3、上限2千万円 ※ハード整備は1千万円)

新たな経済効果を生み出す新資源の創出  
 ~自然を生かして外貨を稼ぐ!~

フォトサービス    ガイドサービス    新たな体験プログラムの開発

体験・滞在型観光に向けた旅行商品に必要な施設や設備の新設・改修等

(補助率1/2、上限5千万円、条件付き3億円もしくは6億円)

体験プログラムの磨き上げや新たな観光商品の創出等

(補助率1/2、上限5千万円、条件付き3億円もしくは6億円)

民間の優れたノウハウを活用した外貨獲得のための戦略づくりを支援

### III. 基本構想等作成支援事業

① 基本構想の作成またはアドバイザーの活用 (新たな経済効果を生み出す新資源の創出、専門的知見やノウハウの導入) (補助率2/3、上限5百万円)

観光商品の付加価値をUP!

② 新たな経済効果を生み出す新資源の創出に係る事業戦略の作成 (新たな資源の創出、4定条件の整備、事業者間連携等) (補助率定額、上限50万円)

さらなる観光消費の拡大

UP!!

自然・歴史・食を連動させた観光地づくりを推進

5

## 民間活力推進事業の目的

県内市町村が有する遊休地や施設等について、観光開発の可能性を調査するとともに、観光関連事業等を全国展開する民間企業の高知県における観光開発の意向を調査し、本県への誘致につなげ、地域の観光拠点施設の整備を図る。

## 県内における民間活力の導入事例

mont-bell

×

本山町

吉野川をフィールドに、事業展開する同社と地域にお金が循環する仕組みを構築したいという町の思いが結実!!

snow peak

×

越知町

土佐清水市

四国でフィールドを探していた同社の目利きと誘致を促す地域の熱意でキャンプ場の整備へ!!



### 民間活力の導入

★民間の専門的知見やノウハウを活用した「公の施設」の整備によって  
地域に新たな経済効果が生まれる

## 導入事例から見てきた課題と高知県の現状

受入側の意向 (市町村)

市町村内の遊休地、施設等を観光振興に活用するビジョンや開発の計画づくりに民間事業者のノウハウを導入するきっかけが少ない。

かけ算  
できず  
×

民間のニーズ

観光関連事業等を全国展開する民間企業の「高知県のフィールドを活用して事業展開するニーズ」が把握できていない。

現状

民間活力を  
生かせていない

≠

民間活力導入の機会を意図的に創出する

## 民間活力推進事業の流れ

委託事業

民間活力の導入に向けて、市町村の意向と民間のニーズを調査

市町村

地域における新たな経済効果を生み出す遊休地や施設等の利活用に関する企画提案を公募等により広く全国から募集

具体的に  
事業化

民間活力により地域に  
新たな経済効果を生み出す  
観光拠点施設の整備が実現!



地産外商のさらなる加速化を図るための外商拠点の確保（地域商社が開設する店舗を活用）

地域商社主体の取組を支援することで  
さらに地産外商を加速化

外商拠点設置事業費補助金（2,799千円）

補助先：県内地域商社及び地域商社機能有する事業者  
補助率：1/2（工事費）、10/10（県産品のPRに不可欠な設備）  
補助対象経費：店内装飾、什器等

外商拠点の主要機能

卸機能を有する地域商社の店舗に対して以下の機能を付加

- 1 県産品の販路開拓・販売拡大の拠点機能  
小売・卸業者のバイヤー等に実際の商品を見せて商談し、外商の実効性を高める
- 2 県産品の磨き上げ支援機能  
テストマーケティングの実施やPOSデータの活用などにより商品の磨き上げ等を支援
- 3 消費者に対するPR拠点機能・高知県情報の発信拠点機能  
県産品のほか、観光、移住などの高知県情報を発信

中部地区への外商拠点の設置の必要性

状況

	国調人口	県民所得(1人)
首都圏（1都3県）	約3,600万人	3,329千円
関西（2府4県）	約2,000万人	2,890千円
中部（4県）	約1,500万人	3,152千円

成約件数・金額（首都圏） H27：3,260件、12.5億円⇒H29：4,465件、21.4億円  
（関西） H27：994件、3.6億円⇒H29：1,904件、6.1億円  
（中部） H27：593件、1.0億円⇒H29：644件、2.2億円

- ※ 中部（東海）地区における外商拡大に向けた調査報告によると、商圏評価が高く、外商拠点の設置が効果的との結論
- ◆ 質・将来性とも首都圏に匹敵する潜在力を有し、首都圏に次ぐ重要商圏
  - ◆ 人口、経済、産業などの面で将来にわたり発展の可能性が高い（リニア、自動車産業、航空機産業）

課題

- 外商拡大の中心となる大都市圏のうち、成約件数等の伸びを首都圏・関西と比較すると、中部地区については、十分に伸ばしきれていない。
- 地産外商公社の職員が中部地区には常駐していなかったため、日常的な販路開拓には限界があった。

H30年9月にオープンする名古屋市内の大規模商業施設内の複合アンテナショップに出店する  
県内地域商社の店舗を中部地区の外商拠点として位置づけ、店舗設置に係る初期費用を上記補助金により支援

施設概要	＜大型商業施設の概要＞		＜複合アンテナショップの概要＞	
	名称	ららぽーと名古屋みなとアクルス	店舗名	しなまつり
所在地	愛知県名古屋市港区港明二丁目3番2号	売場面積	約94坪（高知県約10坪）	
		出店地域	高知、沖縄、高山市（岐阜）	

中部地区での外商活動を一層強化

公社の外商担当を1名増員し、名古屋に配置(H30.4)

当初

公社主催の展示商談会を名古屋で初開催(H30.10)

当初

# 新食肉センター整備の基本方針

## 1 高知県広域食肉センターの現状と新食肉センター整備に至る経緯

### 高知県広域食肉センターの現状

- 設置年：昭和55年設置（築38年）
- 設置者：高知県広域食肉センター事務組合（県西部6市町村を除く28市町村で構成される一部事務組合）
- 管理者：（一社）高知県中央食肉公社
- 経営状況：▲36,609千円の赤字（H28年度）

### 新食肉センター整備に至る経緯

- H28年11月14日 高知県広域食肉センターあり方検討委員会（委員長：松島貴則（高知大学農林海洋科学部講師））において、「**一部事務組合と食肉公社による運営は廃止**」と答申

県は、食肉センターは、**県全体の畜産振興、さらには食肉の安全な供給という観点から、極めて重要な役割を担う「公共財」であり、必要不可欠な施設**であるという立場から、高知県新食肉センター整備検討会（委員長：飯國芳明（高知大学教授））を立ち上げ、検討を開始

- H30年2月2日 高知県新食肉センター整備検討会において、**新食肉センターの整備、運営会社の設立、施設整備等の基本的な方向性（「新食肉センター整備の基本方針への意見」）**を了承

## 2 新食肉センター整備の基本方針への意見（概要）

### 1 基本的な考え方

- 食肉センターは、生産の拡大や食肉加工による畜産物の高付加価値化、地産外商の強化や県民の安全・安心な食肉の供給といったいわゆる**川上、川中、川下の取り組みを好循環させ、拡大再生産につなげていく重要な役割**
- 極めて重要な役割を担う公共財であり、県内に存続し、産地の近くにあることが求められる必要不可欠な施設

### 3 整備の場所

- 現施設を稼働しながら、**現在地の空いたスペースに整備**することで、と畜事業を停滞させることなく新食肉センターに移行することが望ましい。

### 4 運営の体制

- **県及びJA等が出資し、新会社を設立**する。市町村は出資を行わない。運営は、JA等が中心となって担う。
- 経営の基本的な考え方については、新会社の経営判断が尊重される。経営に伴うリスクは、天災や伝染病発生などの不可抗力によるものを除き、県及び市町村は負担しない。
- 純利益は積み立てを行い、万が一損失を生じた場合には、積立金の取り崩しにより対応する。積立金や自己資本金で対応できない場合は、JAグループの系統金融機関等が運転資金を融通する。

### 2 施設の規模と機能

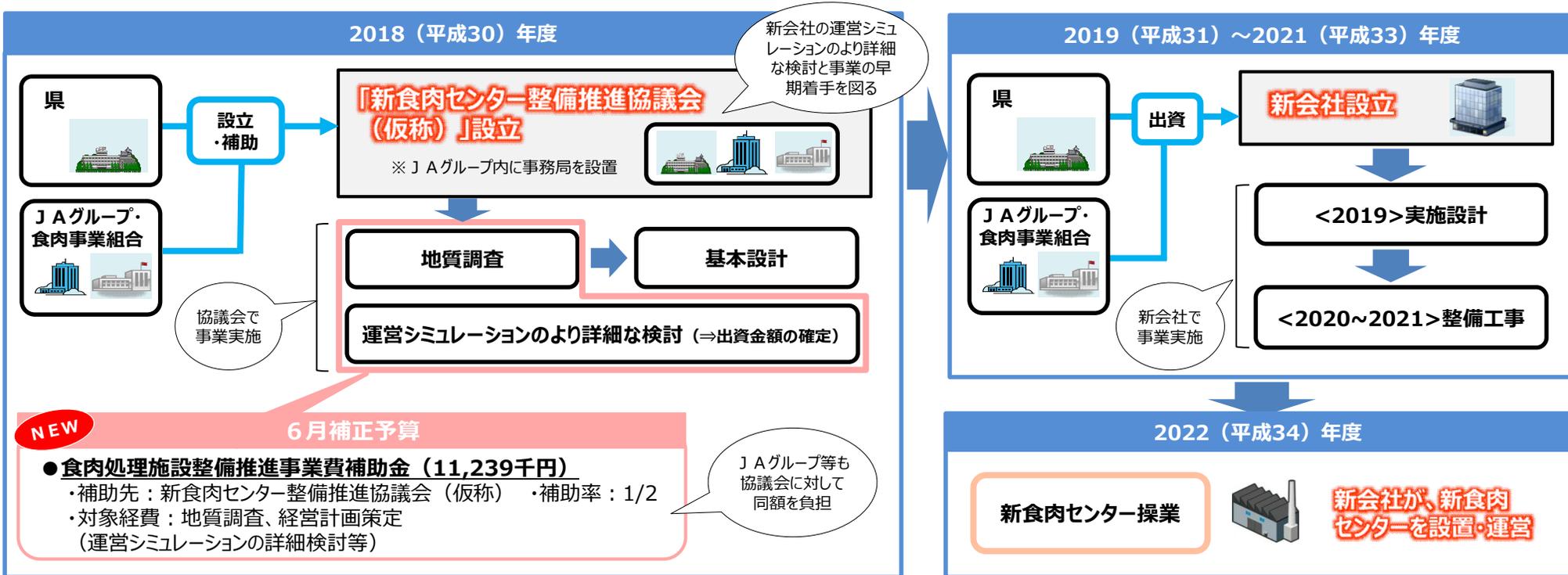
- 生産の見通しは、土佐あかうし、黒牛ともに、農家戸数は減少するが、後継者を確保しながら増頭の意向があるため、飼養頭数は今後増加する見通し。
- 新食肉センターのと畜頭数規模は、**処理頭数33頭/日・3,168頭/年**とし、**牛メインのセンター**とする。
- 新食肉センターでは、**と畜に加え、「セリ」、「部分肉加工」、「卸売」まで一気通貫で行うことで、バリューチェーン全体の利益を拡大**させ、利益を取り込む計画。
- 従来のと畜事業に加え、廃用牛の集荷等の新規事業、豚肉卸売等の民間から取り込む事業から、固定資産税等の新たな負担を差し引いても**初年度から黒字化の計画**。

### 5 施設整備費の負担

- 施設は、HACCP対応で将来の輸出も見込んだ施設とする。
- **と畜部分は県及び市町村が、新会社に対する補助金という形で負担**し、と畜以外の部分肉加工などの部分をJA等が負担することとし、老朽更新経費は、更新時に協議する。

## 1 6月補正対応と今後のスケジュール

- 新食肉センターの整備は、現センターの老朽化やと畜頭数の減少に伴う運営赤字の課題があるため、**可能な限り早期に着手する必要がある**。
- 新食肉センターを設置・運営する新会社の運営シミュレーションのより詳細な検討と、事業の早期着手を可能とするため「**新食肉センター整備推進協議会(仮称)**」を立ち上げ、同協議会で実施する地質調査に必要な経費等を補正予算案に計上する。



## 2 新食肉センターの事業イメージと新会社の運営シミュレーションについて

### 〈新食肉センターの事業イメージ〉

#### バリューチェーン全体の利益を取り込む

と畜事業のみ行う現センターでは赤字運営が継続

新食肉センターでは、従来のと畜事業に加え、セリ、部分肉加工等の新たな事業を取り込む。

### 〈新会社の運営シミュレーションについて〉

整備検討会で公表した運営シミュレーションについて、ワーキンググループにおいて**再度精査した結果、初年度から黒字運営が可能となる見通し**。

今後、協議会において**運営シミュレーションのより詳細な検討等**を行う。

**基本設計の着手、出資金額の確定、新会社設立**につなげる。

これまでの経緯

H12 事業着手

H15 工事着手

H23.3 南側区間工事中断  
(北側区間供用開始)

新堀川の水辺空間が大切  
であるという声の高まり

H20～  
新堀川環境調査  
交通量調査

約10年にわたり  
データを蓄積

H10～  
シオマネキの  
生息調査  
(浦戸湾周辺)

約20年にわたり  
データを蓄積

はりまや工区の工事中断区間の整備のあり方について、  
様々な立場の方からご意見をいただく時期が到来

はりまや町一宮線(はりまや工区)まちづくり協議会

第1回(平成29年6月20日)～第5回(平成30年2月20日)

- 委員：地域住民の代表者、環境保護活動に取り組む者、学識経験者、行政関係者 計12名

整備のあり方についてのパブリックコメント (2回)

新堀川を考える新堀小OB・OG有志の会からの意見

まちづくり協議会から知事へ提言

(平成30年2月21日)

高知市の意見を聴く (平成30年4月9日)

県の方針を明らかにする時期

まちづくり協議会からの提言 (抜粋)

- ①交通の状況、②希少動植物、③歴史・文化、④まちづくり の4つのテーマで議論を深めた。
- この4つのテーマは全て重要だが、立場によって思い入れや価値観が異なるため、全てのニーズを100%満たすことはできない。一つのテーマを追求することで、他の3つのテーマに不満を大きく残すことは適切ではない。
- それぞれのテーマの重要性を最大限に尊重し、全体として調和のとれた望ましい整備のあり方として、「新たな道路計画案」が相応しいと考える。

「新たな道路計画案」

希少動植物が生息・生育する自然環境や新堀川界隈に残る史跡等を守り、再生するとともに、これらを活かしたまちづくりを実現し、住民にとって安全で安心できる地域や道路づくりを最大限に実現できる最善の案



まちづくりの主体である高知市の意見 (要約)

- 子供たちの安心・安全のため、早期の整備が必要。
- 南北交通のスムーズな流れのためにも必要。
- 環境・歴史の面で相当な配慮がなされた計画。
- 横堀公園のリニューアルも含めてまちづくりに取り組んでいきたい。

- 「まちづくり協議会」からの提言や高知市の意見を踏まえ、議論の過程を今一度再確認
- 希少種や掘割の保全方法についてあらためて議論

**歩行者の安全確保は急務**

**【危険な歩道】**

■ 歩道が狭く通学児童が危険な状況

**【渋滞の発生】**

■ 交通量は多く、渋滞が発生し4車線が必要

- 小学校前の交通量10,600台/日 > 4車線化基準9,600台/日
- 高速バス等も100台以上/日

■ 周辺の生活道路が抜け道に利用され危険

**【このままでは将来も課題は続く】**

- 人口減少を考慮した将来交通量(10,000台)でも4車線が必要
- 加えて周辺にマンション4棟が建設中で交通量は増加の見込み



道路交通の改善

- 歩道の拡幅  
↓  
歩行者の安全を確保
- 4車線化  
↓  
渋滞を解消  
↓  
抜け道利用の解消  
↓  
地域の安全を確保

■ 交通の課題を解消し  
安全で快適なまちづくりを実現

**希少動植物への配慮**

**【10年以上、新堀川的环境調査等を継続】**

データを蓄積

**【既に整備済みの区間においても希少動植物が生息】**

- 工事完成区間の僅かな空間にもシオマネキやコアマモ、トビハゼの生息を確認
- 過去に造成した人工の干潟にもシオマネキが生息

**【さらに日が当たると今以上に希少動植物の生息環境が改善】**

- 試験的に駐車場を撤去した空間では、今まで生息していなかったシオマネキやコアマモ、トビハゼを確認



希少動植物の保全

- 駐車場撤去や公園の切り込みにより日の当たる面積を20%拡大
- 希少種等を保全するため干潟と水面を創出

■ 今以上に環境が改善され  
多様な生態系の保全を実現

**歴史的な史跡等への配慮**

**【歴史的価値のある堀】**

- 新堀川は、江戸時代初期に造られた水運の堀
- 新堀川界限には歴史的な史跡が多く存在
- 昔ながらのたたずまいが残る石垣が現存
- 一方で、駐車場下の東側は、コンクリート護岸に改変されている



歴史的な史跡等の保全

**【石垣の保存】**

- 石垣は極力現位置で保存
- やむを得ず一部移設する箇所は
  - ・元の位置に復元できるよう記録等を保存
  - ・現地に元の位置を明示

**【歴史的景観を連続して再現】**

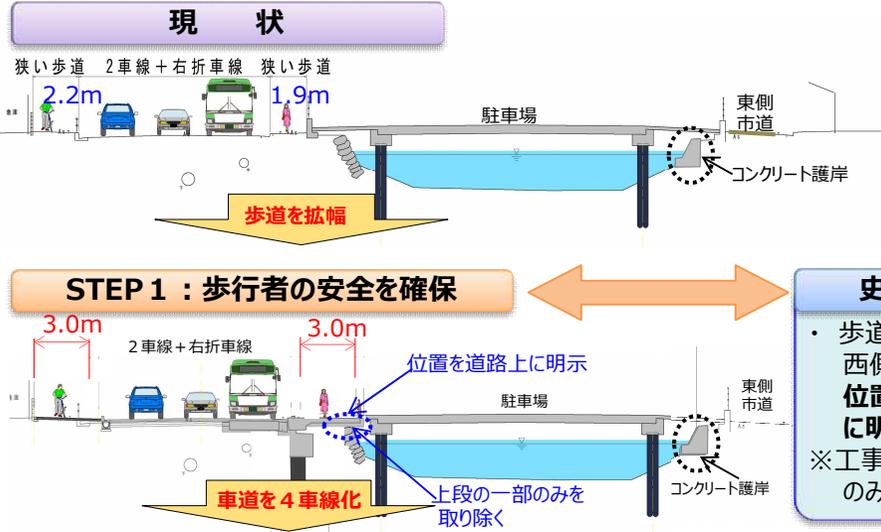
- コンクリート護岸は昔ながらの石垣に復元
- 新堀川沿いの市道を「歴史の道」として整備

■ 歴史が語り継がれる  
魅力あるまちづくりを実現

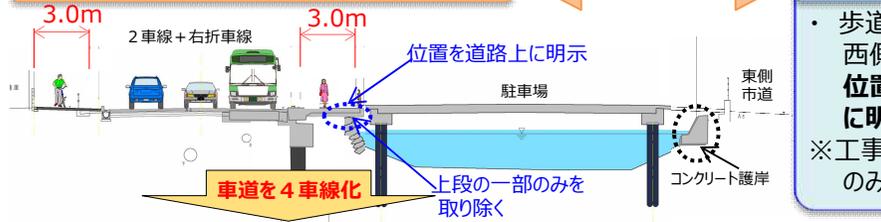
現 状



現 状



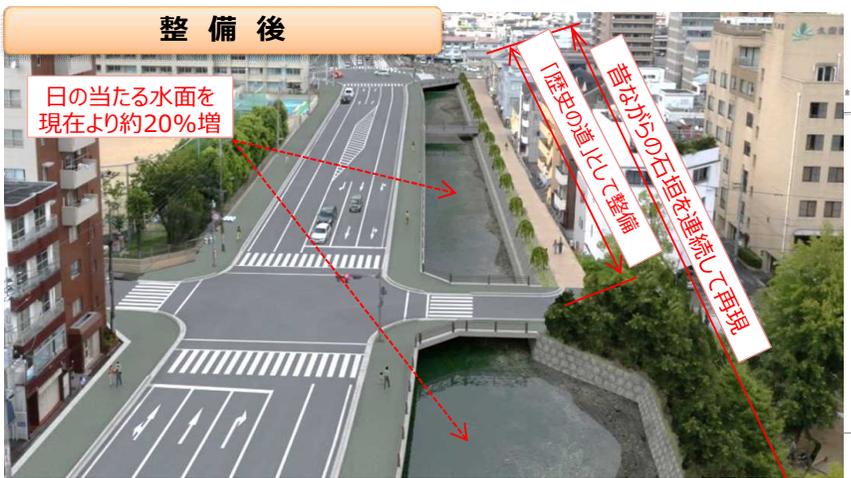
STEP 1 : 歩行者の安全を確保



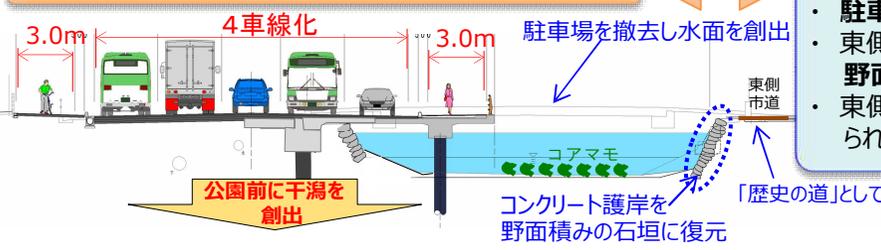
史跡への配慮

- 歩道拡幅により道路下になる西側の石垣は、できるだけ現位置で保存し、位置を道路上に明示
- ※工事に支障となる上段の一部のみを取り除く

整備後



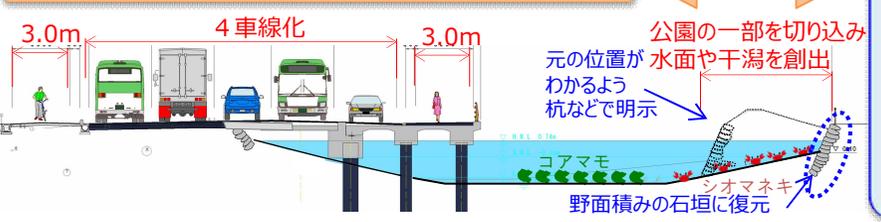
STEP 2 : 渋滞の解消・生活道路の安全性向上



自然環境と史跡への配慮

- 駐車場を撤去し水面を創出
- 東側にあるコンクリート護岸を野面積みに復元
- 東側市道を歴史的風情を感じられる「歴史の道」として整備

STEP 3 : 生物の主要な生息地の再現 (公園前)



史跡への配慮

- 干潟を創出するため公園の石垣の位置を移動
- 移動した石垣は野面積みに復元
- 石垣を移動後も元の位置がわかるよう、杭などで明示

6月補正予算の概要 : 予算額 239,931千円

- 道路詳細設計 (測量・地質調査、道路設計、交差点設計、栈橋設計、橋梁設計)
- 干潟・水面設計
- 石垣設計
- 用地測量調査

工事を再開するにあたり、調査・設計に必要な予算を計上

## 1 経済の活性化

**NEW**

### 土佐茶のブランド化の推進

(中山間地域所得向上支援事業費補助金) **18,450**

中山間地域における重要な基幹的作物である茶について、省力化対策による生産量の確保や仕上げ茶の販売強化を図るため、農事組合法人池川茶業組合の施設整備を支援する。

補助先：仁淀川町

補助率：1/2

補助対象経費：建屋及び仕上茶原料予冷库、  
仕上茶小袋包装機の整備



(農業振興部 環境農業推進課)

**飛躍への挑戦!**  
**高知県産業振興計画**

## 2 インフラの充実と有効活用

**拡**

### 和食ダムの建設

【債務負担】3,003,000

ダム堤体左岸部の地盤対策として実施する再掘削工事及び後年度におけるダム堤体工事に必要な費用を計上する。

工事請負費

【債務負担】3,003,000千円



(土木部 河川課)

## 3 その他

### 浦戸湾東部流域下水道事業に係る国庫支出金精算返納金等 【特別会計】51,256

平成28年度に日本下水道事業団に委託した高須浄化センターの管理棟耐震工事等について、出来高が上がらなかった工事に係る国費の返還を行う。

【流域下水道事業特別会計】

国庫支出金等精算返納金	50,392千円
訴訟事務委託料（訴訟着手金）	864千円

(土木部 公園下水道課)